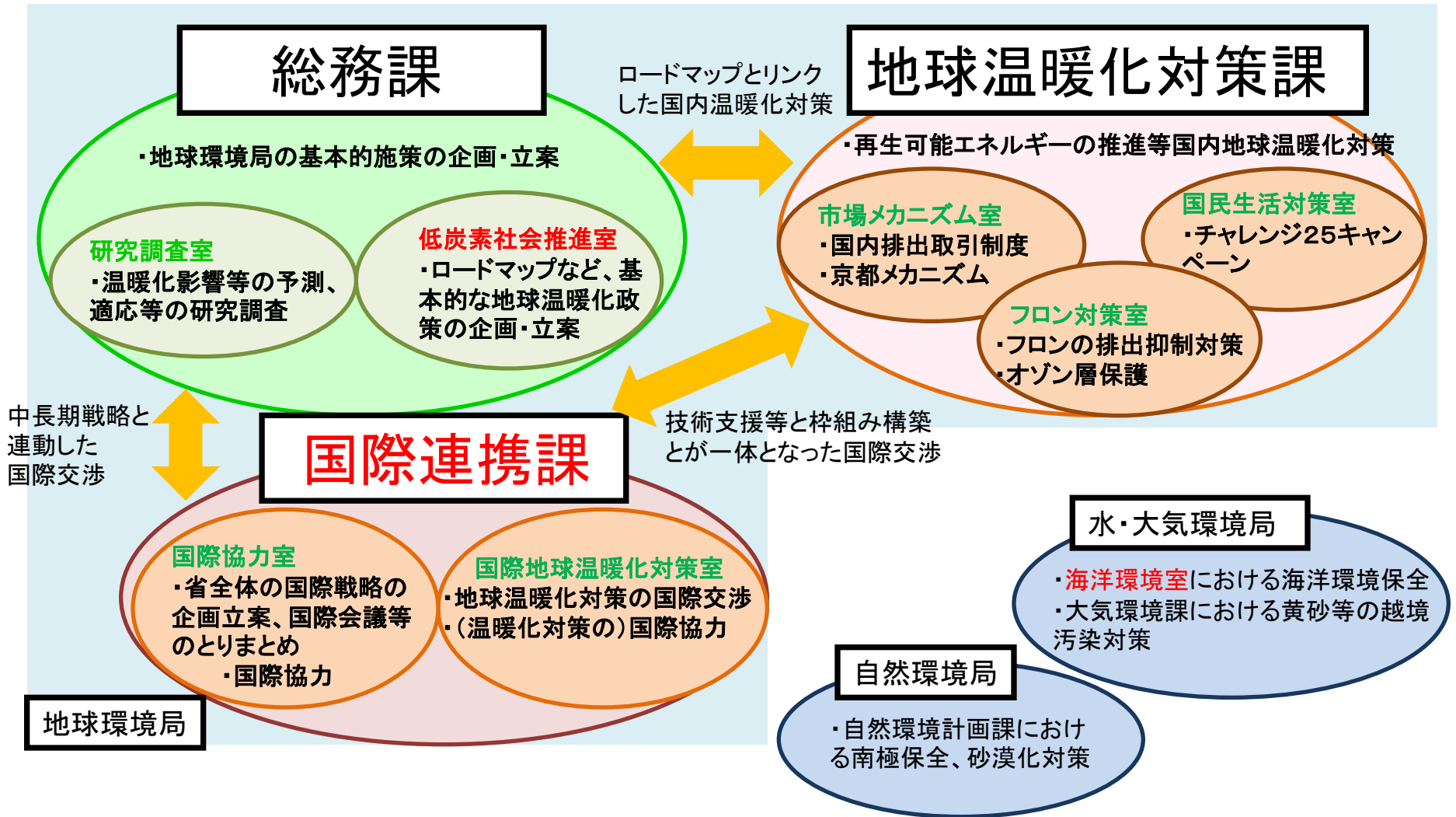


- 2020年25%削減に向けた中長期戦略の強化 → 低炭素社会推進室を新設。
- 途上国支援と国際枠組み構築に向けた国際交渉とを一体的に推進 → 国際連携課を新設。
- 省全体で地球環境問題を強力に推進 → 海洋環境室を新設等



環境省組織令等の一部改正について

平成 22 年 10 月
環 境 省

一. 背景

地球環境問題を巡る情勢の変化に対応するため、環境省組織令等の一部を改正し、体制を整備する。

二. 主な改正の概要

1. 地球環境保全に関する事務の関係部局への分掌（環境保全対策課の廃止等。政令事項）

地球温暖化対策に関連する施策以外の個別の地球環境問題（海洋汚染、酸性雨その他の越境大気汚染及び南極地域の環境問題等）について、それぞれの個別事象に関連性の高い他局の所掌事務とすることにより、国際的な環境問題と国内の環境問題をより一体的に処理する体制とする。これに伴い、これらの地球環境問題に関する事務を所掌する環境保全対策課を廃止する。

2. 国際連携課の設置（政令事項）

途上国支援等の国際協力や地球温暖化の防止に関する国際関係事務及び環境省の所掌事務に係る国際関係事務の総括を担うことにより、地球温暖化の防止を中心とする国際交渉等を一元的に行うため、課として、地球環境局に国際連携課を置く。

3. 低炭素社会推進室の設置（省令事項）

地球温暖化対策の中長期計画、ロードマップの作成、インベントリ業務等を、地球環境保全に関する基本的な政策として位置づけ、これらの業務遂行を適切に行うため、総務課の下に低炭素社会推進室を設置する。

4. 国際地球温暖化対策室の設置（国際対策室からの改称。省令事項）

環境省の所掌する国際関係事務のうち、地球温暖化の防止に関する事務を一元的に行うべく、国際連携課の下に、国際地球温暖化対策室を設置する。

三. 施行年日

平成 22 年 10 月 1 日から施行。